

【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—感染地域での活動制限等—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年2月、政府は、イタリア国内における新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するため、緊急法律命令を制定した。当該命令は、同年3月に国会で修正の上、承認された。

1 制定の経緯

イタリアでは、2020年1月30日、いわゆる新型コロナウイルスの感染者（中国人旅行者2名）が国内で初めて確認されたため、政府は、中国との直行便を禁止する¹とともに、6か月間の緊急事態を宣言した²。そして、イタリア北部における感染者の急増を受けて、同年2月23日、2020年緊急法律命令第6号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態の抑止及び管理に関する緊急措置」³（以下「6号命令」）が制定され、即時に施行された⁴。緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会の定める法律により承認されなければ失効する（憲法第77条第2項及び第3項）。6号命令承認のための法律は、2月26日に下院で、続いて3月4日に上院で修正とともに可決された。

2 6号命令の要点

6号命令は、全5か条から成る。その構成は、第1条「新型コロナウイルス感染症拡大を避けるための緊急措置」、第2条「緊急事態管理のための追加措置」、第3条「抑止のための措置の実施」、第4条「財政規定」、第5条「施行」となっている。

(1) 措置の内容

新型コロナウイルス感染症の拡大を避けるために、感染源が不明な感染者が1名でも出たコムーネ⁵若しくは地域（aree）、又は、当該ウイルスの感染が既に認められた地域から来た者に関連付けられない発症例が出たコムーネ若しくは地域（以下「対象コムーネ等」）において、権限を有する当局は、状況に適した全ての措置を採らなければならない（第1条）。当該措置には、次の措置を含めることができる（同条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月10日である。

¹ 2020年1月30日保健省令「新型コロナウイルスに対する予防措置」（Ordinanza 30 gennaio 2020, Misure profilattiche contro il nuovo Coronavirus (2019 - nCoV).) <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2020/02/01/20A00738/sg>>

² 2020年1月31日閣議決定「伝染性ウイルス感染者による病理の発生に関連した衛生上の危険を理由とした緊急事態宣言」（Delibera del Consiglio dei ministri 31 gennaio 2020, Dichiarazione dello stato di emergenza in conseguenza del rischio sanitario connesso all'insorgenza di patologie derivanti da agenti virali trasmissibili.) <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2020/02/01/20A00737/sg>> その法的根拠は、2018年1月2日立法命令第1号「災害防護法典」（D.Lgs. 2 gennaio 2018, n. 1, Codice della protezione civile.）である。以下、URLを表記していない法令の条文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。なお、立法命令とは、法律の定める一定の原則・指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令である。

³ D.L. 23 febbraio 2020, n. 6, Misure urgenti in materia di contenimento e gestione dell'emergenza epidemiologica da COVID-19 (convertito con modificazioni dalla L. 5 marzo 2020, n. 13).

⁴ 同日の記者会見において、災害防護庁長官は、国内で132人が新型コロナウイルス感染症検査で陽性であったことを明らかにした。“Covid-19, il capo della protezione civile Borrelli fa il punto della situazione al 23 febbraio,” 23 febbraio 2020. Ministero della Salute website <<http://www.salute.gov.it/portale/nuovocoronavirus/dettaglioVideoNuovoCoronavirus.jsp?lingua=italiano&menu=multimedia&p=video&id=2032>>

⁵ イタリアは、基本的に三層から成る地方自治制度を採用している。そのうち、コムーネは、我が国の市町村に相当する基礎自治体である。コムーネの上位に県又は大都市、県等の上位に州及び自治県が設けられている。なお、次に述べる「地域」は、こうした特定の地方自治体の階層を意味するものではない。

- ・対象コムーネ等からの人の移動禁止
- ・対象コムーネ等への立入禁止
- ・デモ、イベントその他の集会の中止。当該集会は、開催されるのが公的な場所であるか私的な場所であるかを問わず、その性格も文化、娯楽、スポーツ及び宗教に関するものまで含む。
- ・遠隔教育を除き、幼稚園から大学までの教育活動の中止
- ・文化的な施設及び場所（博物館、図書館、文書館、考古学的遺跡等）の公開中止
- ・学校が企画する教育のための国内外の旅行の中止
- ・職員採用のための選考手続の中止
- ・感染力の強い伝染病が確認された事例と濃厚な関係があった者に対する積極的な監視（*sorveglianza attiva*）を伴う隔離措置の適用
- ・世界保健機関（WHO）により指定された疫学上の危険のある地帯からイタリアに入国した者に対して、所轄の保健公社（保健サービスを提供する独立機関）の予防部門にその事情を届け出ることの義務付け。届出を受けた公社は、積極的な監視を伴う自宅待機を命じる権限を有する保健当局に通知することとする。
- ・生活必需品を取得するための売買を除く、全ての商業活動の中止
- ・公的機関並びに公益活動及び必要不可欠な公共サービスを行う機関の活動の中止又は制限
- ・必要不可欠な公共サービスの利用及び生活必需品を取得するための売買について、保護用具（マスク等）の使用又は当局の定める予防措置の採用を条件とすること。
- ・全国レベルの陸上、航空及び水上の輸送サービスの利用制限又は中止。一部の例外を除き、地方レベルの公共輸送についても同様とする。
- ・企業における就労の中止。ただし、必要不可欠なサービス及び公益性のあるサービスを提供する企業並びに家内で就労可能な企業を除く。
- ・一部の例外を除き、対象コムーネ等の内部での就労、対象コムーネ等の住民による当該コムーネ等の外部での就労の中止又は制限

(2) 追加措置及び措置の実施

権限を有する当局は、(1)で述べた条件以外の場合にも、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するための追加措置を採ることができる（第2条）。

第1条に規定する緊急措置及び第2条に規定する追加措置は、首相令により実施される。首相令の制定に当たっては、保健大臣の提案に基づき、内務大臣、防衛大臣、経済・財務大臣等の意見を聴取することとする。また、感染が一部の州に限られる場合には当該州の知事、全国にわたる場合には州及び自治県会議の議長の意見も聴取することとする（第3条）。

3 6号命令実施のための首相令

6号命令を実施するため、2020年2月23日首相令「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態の抑止及び管理に関する緊急措置に係る2020年2月23日緊急法律命令第6号の実施規定」⁶等が制定されている。この首相令は、全5か条から成り、感染者の特に多いイタリア北部2州の11コムーネを対象に、2(1)で列挙した措置を適用している。あわせて、時間や場所に制約されない柔軟な働き方（*lavoro agile*）の拡大等も図っている。

⁶ D.P.C.M. 23 febbraio 2020, Disposizioni attuative del decreto-legge 23 febbraio 2020, n. 6, recante misure urgenti in materia di contenimento e gestione dell'emergenza epidemiologica da COVID-19. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/d/2020/02/23/20A01228/sg>> 当該命令の制定後、2020年3月10日までに5件の首相令が制定されている。